

徳島県沿岸漁業改善資金の基本的事項

1 資金の名称

徳島県沿岸漁業改善資金

2 資金の造成額（令和 8 年 3 月 3 1 日現在）

造成総額	214,557 千円
うち国費相当額	139,914 千円
うち県費相当額	69,963 千円

3 事業の概要

沿岸漁業改善資金助成法（昭和 54 年法律第 25 号）に基づき、沿岸漁業者等に対して、漁業経営や生活の改善を図るため必要な資金を県が無利子で貸付けるもの。

4 申請方法

貸付けを受けようとするものは、貸付け資格認定申請書に貸付申請書等の必要書類を添え、水産業普及指導員駐在所等を経由して知事に提出する。

5 貸付決定

知事は、貸付け資格認定申請書等を受理した場合は、農林漁業資金貸付認定審査会に諮り、貸付けの可否を決定する。（徳島県取扱要領 第 4 の 3）

6 審査基準

徳島県沿岸漁業改善資金貸付規則及び徳島県沿岸漁業改善資金取扱要領に基づき審査を行う。

7 審査体制

農林漁業資金貸付認定審査会に諮り、貸付けの可否を決定。